平成23年7月22日 交通政策審議会 第45回港湾分科会 資料 1-2

パブリックコメント等における意見と対応 (6月30日第44回港湾分科会以降)

- 1. 港湾分科会委員の意見と対応・・・・・・1
- 2. パブリックコメントでの意見と対応 ・・・・2~4
- 3. 港湾管理者の意見と対応・・・・・・・5

1. 港湾分科会委員の意見と対応

該当箇所※	主な意見の概要	対応
I編4章 I ⑥港湾空間の適正な 管理 (P20)	「安全性を確保する」と言い切るのは、極めて難しいのではないか。施設管理者、利用者等がそれぞれの安全の責務を果たすことが重要ではないか。	

※頁数:資料1-3 新旧対照表の頁数を示す。

2. 再パブリックコメントでの意見と対応①

1. 再募集期間 7月5日(火)~7月11日(月)

2. 周知方法 電子政府の総合窓口(e-GOV)ホームページ、国土交通省ホームページ 上記について新聞記事及び地方整備局等から利用者への情報提供

3. 意見提出方法 電子メール、FAX及び郵送

4. 意見数 37 ※参考 6/22~28実施時の意見数:60件、合計意見数:97件

5. 今後の対応 後日電子政府の総合窓口(e-GOV)ホームページで意見及びその対応の概要について公表する。

	該当箇所※	主な意見の概要	対応
1	まえがき(P3)	港湾の国際競争力強化には、日本経済の持続的成長が欠かせないため、産業政策との連携についても記載すべき。	まえがきの <u>「国土、地域、環境等に関する諸計画との整合を図る」</u> に含んでおり原案の通りとする。
2	I編 1章 (1)①国際海上コンテ ナ輸送網の強化(P5)	地方港において外航船の誘致政策としてインセンティブを提供して、内航船と区別している港湾が見受けられる。 国策として、内航フィーダー輸送の強化を打ち出している以上、平等な取扱いをすべきではないか。	し、国際戦略港湾との連携等による国際戦略港湾への内航
3	I 編 2章 ①災害に強い港湾の 構築(P14)	港背後の臨海部工業用地及び市民生活空間が震災・台風など	防護を図るとともに、 <u>港湾の事業継続計画の策定、</u> 臨海部の土地利用の見直し等、ハード、ソフトの対策を総合的に講じる」と記述している。

※頁数:資料1-3 新旧対照表の頁数を示す。

2. 再パブリックコメントでの意見と対応②

	該当箇所※	主な意見の概要	対応
4	II 編 2章 国際海上コンテナ輸送 網の拠点(P27)	釜山港等へのフィーダー輸送にインセンティブを行っている地方港も含め、日本のコンテナ港湾が一丸となって基幹航路コンテナ貨物を阪神港、京浜港に集約することが重要。 国際戦略港湾に集約するため、内航船が規模の経済を追求するとともにインランドポートを国策として整備することも重要。	<u>ダー輸送の強化等多様な国内輸送ネットワークの充実、内陸部に整備するインランドポートを活用した集荷拠点の形成」</u> と記述して
5	VI編 1章 民間能力の 活用による港湾運営の 効率化(P57)	港湾運営は、公共性・公益性が高く、一部の会社に利便・利益が偏ることのないよう慎重な取扱が必要である。よって、 港湾運営会社に対する民間資本の導入については、特に慎重 な取扱が必要であることから、基本方針には盛り込まないよ うお願いしたい。	ことが必要であり、港湾運営会社への民間資本の導入は必須と
6	VI編 1章 民間能力の 活用による港湾運営の 効率化(P57)	港湾運営会社に下物を安く貸す趣旨のことを記述すべきではないか。	「民の視点を導入して、積極的なポートセールスによる集荷力の 強化及び低廉で質の高い港湾サービスの提供等に取り組んでい くことが特に求められる」と記述している。
7	VI編 1章 民間能力の 活用による港湾運営の 効率化(P58)	「港湾運営について民間のガバナンスが十分に発揮されるための民間資本の参加」の記述については、民間のガバナンスが「十分」に発揮されるためには、民間資本の「十分」な参加が必要となる一方で、1つの港又は湾において、港湾運営に係る業務を一元的に担う港湾運営会社には、その公共性・公益性の確保が求められるため、民間のガバナンスを「十分」に発揮させることとは矛盾するのではないかと考えられるため、削除を提案する。	機能するように」という趣旨で用いている。公共性を確保しつつ民間のガバナンスが十分に発揮されることは可能であり、原案の通

※頁数:資料1-3 新旧対照表の頁数を示す。

2. 再パブリックコメントでの意見と対応③

	該当箇所 [※]	主な意見の概要	対応
8	VI編 港湾の効率的な 運営(P57~)	理・運営が担保できるか。また、異なる港湾同士の経営をどのように統合し、活性化するか。	公平・公正な管理・運営については、「港湾の公共性の確保及び港湾の秩序の確立に取り組む」と記述している。 経営統合・活性化については、港湾運営効率化を支援する目的で行う改正港湾法第50条の4に基づく国際戦略港湾運営効率化協議会などを活用し、検討を進めることとしている。
9	VI編 港湾の効率的な 運営(P57~)		改正港湾法において、港湾運営会社に対する行政財産の貸付や無利子資金の貸付等により港湾コストの低減を図ることとしている。
10	別表2(P61)	京浜港のシェアが現況 (2008年実績) より低下する見込みと	見通しでは、京浜港は我が国最大の国際海上コンテナ貨物取扱量となっており、国際戦略港湾における京浜港の重要性が変わるものではないと認識しており、原案の通りとする。

※頁数:資料1-3新旧対照表の頁数を示す。

3. 港湾管理者の意見と対応

該当箇所※	主な意見の概要	対応
I編4章		以下の通り修正。 「さらに、防波堤の釣り利用等の多様なニーズを踏まえ、安全性 <u>の</u> 確保に努めた上で、港湾施設の有効活用の観点から適切な管理への取組を進める。」

※頁数:資料3-4 新旧対照表の頁数を示す。